

受験番号	国語教育領域
------	--------

令和7年度

筑波大学大学院 教育学学位プログラム 博士前期課程  
次世代学校教育創成サブプログラム入学試験問題 (10月実施)

## 専門科目

(13:00～15:00)

解答要領
------

次の事項に注意して解答しなさい。

1. 国語教育領域の専門科目試験問題は、「教科教育に関する問題」と「教科専門に関する問題」から構成されています。すべてに解答してください。
2. 「解答はじめ」の合図があるまでは解答を始めてはいけません。
3. 「解答やめ」の合図があれば直ちに筆記用具を置いてください。合図の後も筆記用具を持っている場合には不正行為と見なします。
4. 専門科目の問題用紙の枚数は5枚です。
5. 解答は、問題用紙に直接記入してください。
6. 問題用紙のホチキス止めは外さないでください。
7. 日本語で解答してください。

【令和7年度筑波大学大学院教育学学位プログラム博士前期課程  
次世代学校教育創成サブプログラム入学試験問題】

受験番号

領域名 国語教育

専門科目（教科教育に関する問題）

五枚のうち一枚目

一、次の①から⑤の中から三つを選び、簡潔に説明しなさい。なお、選んだ項目の記号を（ ）内に書き入れて解答すること。

① 基本的指導過程 ② 西尾実 ③ リテラチャー・サークル ④ 合意形成 ⑤ 高校新

設科目「現代の国語」

（ ）

（ ）

（ ）

（裏面解答可）

【 令和7年度筑波大学大学院教育学学位プログラム博士前期課程  
次世代学校教育創成サブプログラム入学試験問題 】

受験番号

領域名 国語教育

専攻科目（教科教育に関する問題）

五 枚のうち 二 枚目

二、次の表は、国際リテラシー学会（International Literacy Association）がリテラシー教育に携わる全ての専門家にとって必要な資質・能力を示したスタンダードである。この内容を踏まえて、国語科教師に必要な資質・能力について、あなたの考えを日本語で述べなさい。

（著作権法に基づき削除）

（裏面解答可）

【 令和7年度筑波大学大学院教育学学位プログラム博士前期課程  
次世代学校教育創成サブプログラム入学試験問題 】

受験番号

領域名 国語教育

専門科目（教科専門に関する問題）

五 枚のうち 三 枚目

第一問（日本文学領域）

問題番号（一）

次は『宇治拾遺物語』の一節である。これを読んで、後の問に答えよ。

今は昔、かくしだい隠題をいみじく興ぜさせ給ひける御門の、ひちりき筆策を詠ませられけるに、人々わろく詠みたりけるに、木こる童の、暁、山へ行くといひける。「この比筆策を詠ませさせ給ふなるを、人のえ詠み給はざる、童こそ詠みたれ」といひければ、具して行く童部、「あな、おほけな。かかる事ないひそ。さまにも似ず。いまいまし」といひければ、「などか必ずさまに似る事か」とて、  
A めぐりくる春々ごとに桜花いくたびちりき人に問はばや  
といひたりける。さまにも似ず、思ひかけずぞ。

問一 傍線部分「かかる事」の内容を説明せよ。

問二 波線部分「さまにも似ず、思ひかけずぞ」とはどういうことか。Aの歌を踏まえ  
て説明せよ。

問題番号（二）

日本近代文学における言文一致体の重要性について、知るところを述べよ。

（裏面解答可）

【 令和7年度筑波大学大学院教育学学位プログラム博士前期課程  
次世代学校教育創成サブプログラム入学試験問題 】

受験番号

領域名 国語教育

専門科目（教科専門に関する問題）

五 枚のうち 四 枚目

第二問（日本語学領域）

(一)

令和六年に文化庁が日本語のローマ字表記のあり方を改めて検討している。外国にルーツを持つ児童生徒が増える中で学校教育におけるローマ字表記をどのように考えれば良いか、表記の例を具体的に挙げながらあなたの考えを述べなさい。

(二)

現代仮名遣いとは異なる、過去に行われた仮名遣いの例を挙げ、現代仮名遣いに対してどのような異なりがあるかを、具体例を挙げながら述べなさい。

(裏面解答可)

【 令和7年度筑波大学大学院教育学学位プログラム博士前期課程  
次世代学校教育創成サブプログラム入学試験問題 】

受験番号

領域名 国語教育

専門科目（教科専門に関する問題）

五 枚のうち 五 枚目

第三問（中国文学領域）

次に掲げるのは『淮南子』の一節である。この文章を読んで、後の問に答えよ。

夫神農・伏犧、不<sup>注①</sup>施賞罰、而民不<sup>注①</sup>為非。然<sup>注①</sup>而立<sup>注①</sup>政者、不能<sup>注②</sup>廢法而治<sup>注②</sup>民。舜<sup>注②</sup>執<sup>注②</sup>干戚、而服<sup>注②</sup>有苗。然<sup>注②</sup>而征伐者、不能<sup>注②</sup>積<sup>注②</sup>甲兵、而制<sup>注②</sup>強暴。由<sup>注②</sup>此觀<sup>注②</sup>之、法度者、<sup>注②</sup>所以論<sup>注②</sup>民俗、而節<sup>注②</sup>緩急<sup>注②</sup>也。器械者、因<sup>注②</sup>時變<sup>注②</sup>、而制<sup>注②</sup>宜適<sup>注②</sup>。夫聖人作<sup>注②</sup>法、而万民制<sup>注②</sup>焉。賢者立<sup>注②</sup>礼、而不肖者拘<sup>注②</sup>焉。制<sup>注②</sup>法之民、不<sup>注②</sup>可<sup>注②</sup>与<sup>注②</sup>遠<sup>注②</sup>。拘<sup>注②</sup>礼之人、不<sup>注②</sup>可<sup>注②</sup>使<sup>注②</sup>心<sup>注②</sup>變<sup>注②</sup>。耳不<sup>注②</sup>知<sup>注②</sup>清濁之分者、不<sup>注②</sup>可<sup>注②</sup>令<sup>注②</sup>調<sup>注②</sup>音、心不<sup>注②</sup>知<sup>注②</sup>治乱之源者、不<sup>注②</sup>可<sup>注②</sup>令<sup>注②</sup>制<sup>注②</sup>法。<sup>注③</sup>必有<sup>注③</sup>獨聞之聰、獨見之明、然後能擅<sup>注③</sup>道而行矣。

（注）① 神農・伏犧 || 古代の帝王。

② 舜執干戚而服有苗 || 古代の聖天子である舜は、戦をせず異民族である有苗を服属させた。

③ 遠举 || 遠い昔のことを挙げて論じる。

問一 傍線部分（1）「然而立政者、不能廢法而治民」を現代語訳せよ。

問二 傍線部分（2）「所以論民俗而節緩急也」を書き下せ。

問三 傍線部分（3）「必有獨聞之聰、獨見之明、然後能擅道而行矣」とあるが、自在に政治を行うことができる聡明な人とはどういう人か、本文の趣旨を踏まえ、述べなさい。

（裏面解答可）